

今年度末をもって、**住宅**の確認検査手数料の全額
免除の措置を **1 / 2 減免**へと切り替えます

ご利用者の皆様へ

住宅の確認検査手数料の全額免除措置の変更について

常日頃から当ふくしま建築住宅センターをご活用いただきありがとうございます。

当センターでは、東日本大震災発生直後の平成23年度から被災者や避難者の皆様の生活再建支援と福島県内の建築産業復興支援のため、被災者などの方々を対象とした確認検査手数料の減免制度を実施してきたところです。

この減免制度では、地震津波災害で一定の被災をされた方や原発事故以前に避難指示区域内に居住されていた方が建設する建物等の確認検査の手数料について、住宅に関しては全額免除、また一般建築物に関しては2分の1減免を行ってきたものであり、昨年12月までに約13,700件の減免措置により被災者等の支援を実施してきたところです。

大震災から5年が経過してもまだまだ復興が成し遂げられている状況ではありませんが、一方では、復興の途上とはいえ震災直後の混乱から一定の生活の落ち着きも見られ、様々な生活再建方策も軌道に乗りつつあります。また来年度からは、福島の復興も5年間の「集中復興期間」が終わり新たな段階に入ることとなります。

つきましては、この「集中復興期間」が終了する今年度末をもって、住宅の確認検査手数料の全額免除の措置を2分の1減免へと切り替えていきますので皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

今後は、確認検査等の業務について「正確に、速く、わかりやすく」をモットーに、さらに、確認審査のスピードアップやわかりやすい丁寧な対応などに集中的に取り組み、被災者の皆様はもちろんのこと、ご利用の皆様の利便につながるよう努力を続けてまいりますので、これからもご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

平成28年2月15日

一般財団法人ふくしま建築住宅センター
理事長 佐々木孝男